

## ものづくり企業魅力発信支援事業補助金交付要領

### (通 則)

第1条 ものづくり企業魅力発信支援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号。以下「交付規則」という。）、産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「製造業者等」とは、福井県内に事業所を有し、製造業（日本標準産業分類の大分類E）を営む企業（個人事業主を含む。以下同じ。）および関連する卸売業を営む企業をいう。
- (2) 「企業グループ」とは、製造業者等が2社以上参加するグループをいう。

### (目 的)

第3条 県内外の高等学校の生徒および大学、専門学校などの学生との交流事業や共同事業を自ら企画し、福井県内で実施する製造業者等または企業グループに対して補助金を支給することにより、若者に対し企業の魅力を発信する取組みを促進し、若者から選ばれる企業の育成を図る。

### (補助事業者等)

第4条 補助事業者、補助事業、補助率、補助金の限度額および補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別紙のとおりとする。

### (欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
  - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
  - (5) 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
  - (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
  - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
  - (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等
- 2 知事が交付規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、交付規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

### (事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施計画書（様式第1号）1通を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 知事は、前条の事業実施計画書の提出があったときは、その内容が補助金の交付の目的等に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請については、同一補助事業者につき同一年度に1回限りとする。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）をあらかじめ知事に提出し、承認を受けなければならない。

(成果の報告等)

第10条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年8月4日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月22日から適用する。

## 1 補助事業者

「ふくい女性活躍推進企業」に登録している製造業者等またはグループ

※グループ申請にあたってはグループの代表者を決め、代表者名で申請すること。この場合、代表者が行う事業に限らず構成員が行う事業も対象とすることができるものとする。代表事業者は構成員の当該事業に係る支出の証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を取りまとめ、検査時に備えておくこと。また、補助金交付申請の際は、構成員は代表事業者に対して、自社分の補助対象経費に係る補助金の請求を委任状にて委任すること。代表事業者は経費負担分に応じて補助金を構成員に分配すること。

## 2 補助事業

製造業者等または企業グループが自ら企画し、福井県内で実施する県内外の高等学校の生徒および大学、専門学校などの学生等との交流事業や共同事業（ただし、インターンシップまたはそれに類するものを除く。）  
（例：オープンファクトリー、ワークショップ、産地研修、卒業作品等の共同製作）

## 3 補助率

定額

## 4 補助金の限度額

個 社：200千円  
グループ：400千円

## 5 補助対象経費

下表のとおりとする。

経費区分	内 容	
活動費	謝金	コーディネーター・講師等への謝礼金等
	旅費	コーディネーター・講師等の交通費
	使用料および賃借料	会場・バス・機材等の借上げ料等
	委託料	会場設営、チラシ・ホームページ作成等
	消耗品費 印刷製本費	事業に必要な材料費、資料・教材の購入費、資料のコピー費等
	その他経費	知事が必要と認める経費

## 6 注意事項

(1) 旅費 下記を限度として補助対象経費とする。

運 賃 交通費の実費（ただし、グリーン料車等および国内プレミアムシート、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象外）

宿泊費 実費（ただし、上限は12,000円/日）

(2) 補助対象とならない経費

- ① 構成員との取引に係る経費
- ② 保証金、敷金、保険料および租税公課
- ③ 生産を行うための直接的な経費（生産機械・備品購入費等）
- ④ 直接売上や利益につながる経費
- ⑤ 補助事業者（自社、親会社、子会社、関連会社及び関係会社、グループ構成員等）の利益相応額が含まれる調達
- ⑥ 中古品の購入
- ⑦ 懇談会費、接待費、交際費および遊興・娯楽に要する費用
- ⑧ 人件費、家賃、光熱費、他団体への負担金および組合員のための福利厚生費
- ⑨ 福井県が設置した公設試験研究機関に支払う経費
- ⑩ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費